

会員の専門員活用制度

日本防災士会では、様々な防災・減災に関連する分野で豊富な経験と知識を有する多くの専門家が会員となっている。この豊富な経験と知識を会員相互のレベルアップに活用し、会員同士のネットワーク構築に活用することで、日本防災士会の活動はより意義深いものになると考えられるため、その活用制度について定める。

1. 専門員の定義

- ① 防災・減災に関する分野において、講演の講師、研修会の指導、学会での発表、書籍・雑誌などで発表の経験がある。
- ② 学校教育、市民活動、文化活動などの分野において、教育、指導、広報の経験があり、防災、減災のテーマで指導が可能である。
- ③ 消防・警察・自衛隊等の分野における防災・減災等の専門家
- ④ 資料、記録などで実績を確認できる。

2. 活用方法

- ① 支部活動あるいは会員同士の講習会、講演会、指導などにおいて、開催テーマに関連する講師、指導者の派遣を希望する場合、日本防災士会事務局の登録者から該当分野の講師の推薦を受ける。
- ② 依頼支部及び会員等は、推薦者から地域などを勘案して希望者を選定し、登録者に協力依頼する。（専用の依頼用紙を準備）
- ③ 依頼を受けた登録者は、可能な限り協力する。
- ④ 派遣希望について、登録者との交渉は依頼者が直接行う。
- ⑤ 外部（自治体、マスコミ等）からの依頼については、事務統括及び登録者と協議の上派遣する。
- ⑥ 交通費等の支払いは、依頼者が直接登録者に行う。

3. 交通費・謝礼について

- ① 本制度に基づく登録者への支払いは以下の通りとする。
 - a. 旅費交通費は実費弁済とする。
 - b. 謝礼は原則として会員は不要とする。
 - c. 資料及び資材は実費とする

4. 登録について

- ① 会報・ホームページにて専門家活用制度について告知する。（会員のみが活用できる）
- ② 登録を希望する会員は、日本防災士会事務局に氏名、住所、連絡先、専門性、自己PR、実績を確認できる資料などを提出する。
- ③ 登録は研修、ビデオ等での実績及び常任幹事・幹事・支部長、委員会等からの推薦を受け付ける。
- ④ ホームページに登録者の名簿（都道府県名、専門分野を掲載、氏名は非開示）を開示する。

5. 登録の承認および取り消し

- ① 登録および取り消しは常任幹事会の承認を得る。
- ② 登録名簿は2年ごとに更新する。
- ③ 登録者は、登録の取り消しを申し出ることができる。
- ④ 日本防災士会は、登録者に不適切な言動があった際は、登録を取り消すことができる。

6. 本制度は平成20年6月8日より運用する。